



平成 27 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 クロスプラス株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 山本 大寛  
(コード番号 3320 東証・名証第二部)  
問合せ先 常務取締役 虫鹿 宏  
(T E L 052-532-2211)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 4 月 23 日開催予定の第 6 2 回定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備え、役付役員を機動的に選任できるよう現行定款第 21 条(代表取締役および役付取締役)の役付取締役に関し所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に發揮できるよう現行定款第 27 条第 2 項(取締役の責任免除)及び第 35 条第 2 項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。また、この変更に伴う経過措置として、附則を設けるものであります。

なお、現行定款第 27 条第 2 項(取締役の責任免除)の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

- (4) 会計監査人が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、会計監査人の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定(変更案第 39 条第 1 項)を定めるものであります。また、会計監査人が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会計監査人と責任限定契約を締結できる旨の規定(変更案第 39 条第 2 項)を定めるものであります。

- (5) 上記規定の新設に伴い、会計監査人の条項を新設し、現行定款第 36 条～第 39 条を各 4 条ずつ繰り下げるものであります。

##### 2. 定款変更の内容

別紙をご参照ください。

##### 3. 日程

取 締 役 会 決 議 平成 27 年 4 月 6 日  
定時株主総会開催日 平成 27 年 4 月 23 日  
効 力 発 生 日 平成 27 年 4 月 23 日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、350万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、350万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を越えることができないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 31 条～第 34 条 (条文省略) (監査役の責任免除)	第 31 条～第 34 条 (現行どおり) (監査役の責任免除)
第 35 条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、250 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 (新 設) (新 設)	第 35 条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、250 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
(新 設)	<u>第 6 章 会計監査人</u> <u>(選任方法)</u>
(新 設)	<u>第 36 条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u> <u>(会計監査人の任期)</u>
(新 設)	<u>第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> <u>(報酬等)</u>
(新 設)	<u>第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> <u>(会計監査人の責任免除)</u>
(新 設)	<u>第 39 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。</u> <u>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 6 章 計 算 (新 設)	<u>第 7 章 計 算</u> (以下条数繰り下げ) <u>附則 第 27 条第 2 項および第 35 条第 2 項の変更是、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が施行される平成 27 年 5 月 1 日より効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>